

全員協議会（平成31年3月19日）

◎議長（黒川 武君） 皆様、おはようございます。

本日はお忙しいところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

また、本日は早朝より交通街頭指導がございました。お疲れさまでございました。

日に日に暖かくなっているとはいえ、まだまだ朝晩冷え込む時期もございますので、どうぞ御自愛をいただきたいと思えます。岩倉駅西のロータリーの早咲きの桜も咲き始めました。五条川の桜も間もなく開花するのではないかなと思います。

さて、本日の会議は執行機関側からの報告事項も数多くございます。また、その後は協議事項も予定しているところでございますので、円滑な運営に御協力をいただけますことをお願い申し上げまして、これより全員協議会を開催いたします。

初めに、副市長から御挨拶をお願いします。

◎副市長（小川信彦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、3月議会定例会の会期中に全員協議会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、定例的な執行機関からの報告にあわせて議会の最終日に追加提出をお願いする議案についても御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、来週になりますといよいよ桜まつりが開催いたします。3月29日から4月7日の10日間の開催となります。ことしの桜の開花も早いようですので、3月30日のオープニングセレモニーと山車巡行には多くの観光客でにぎわうことと思います。

あわせて、3月29日は愛知県議会議員一般選挙の告示日となっております。投票日が4月7日の第1日曜日、そして岩倉市議会議員一般選挙が4月14日の告示、4月21日の第3日曜日が投票日となっております。市といたしましても、投票率の向上に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日もどうぞよろしく願いいたします。

◎議長（黒川 武君） ありがとうございます。

会議はお手元の次第の順序に従い進めさせていただきます。

報告事項から入ります。

一部事務組合議会等の経過報告をお願いします。

初めに、小牧岩倉衛生組合議会の経過報告をお願いします。

◎ 15番（伊藤隆信君） 平成31年第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。

日時といたしまして、平成31年2月28日木曜日、午後2時でございます。場所といたしまして、小牧岩倉エコルセンター会議室でございます。出席議員は10名。

会議した案件といたしまして、議案第1号「小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第2号「小牧岩倉衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「平成30年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）」、議案第4号「平成31年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」でございます。

議事の経過概要及び結果を報告させていただきます。

午後2時から、議長、管理者の挨拶の後、直ちに定例会を開催しました。

最初に、小牧市の野々川嘉則議員、岩倉市の宮川 隆議員を会議録署名議員として指名し、当日1日間とする会期の決定がされた後、小牧岩倉衛生組合管理者の選挙が行われました。

議長の指名推選により、山下史守朗小牧市長が当選され、議長から管理者当選の告知を受けた後、就任挨拶がございました。

副管理者には久保田桂朗岩倉市長、会計管理者には船橋嘉成小牧市会計管理者が引き続き就任され、続いて諸般の報告がございました。

議案は4件でございます。

初めに、議案第1号「小牧岩倉衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、事務局長から提案理由の説明がございました。

説明の内容は、労働基準法の改正に準じ、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、必要な事項を規則で定める旨の説明がありました。

直ちに質疑に入りました。質疑の内容は次のとおりでございますけど、要点のみの説明とさせていただきます。

2ページに入ります。2ページの5行目から入ります。

質問といたしまして、この超過勤務時間の内容について、人事院規則と同様かと思うが、繁忙期において100時間というのは、過労死ラインと言われる一月につき100時間に当たるのではないか。小牧岩倉衛生組合議会における職員の実態はどうなのか聞かせてほしい。答えといたしまして、組合におきます勤務時間超過の実態につきましては、平成30年4月から平成31年1月

までの間におきましては、月45時間もしくは月100時間を超えるような職員はいません。なお、1月当たりの最大勤務時間は38時間であります。

質問といたしまして、100時間を超える職員はいないということであるが、この内容について職員に説明をされ、同意を求めているのか。答えといたしまして、勤務時間については三六協定等を結んでおりますので、そういった法改正、条例改正の趣旨を十分踏まえまして説明、理解が得られるような形にしていきたいと考えています。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第1号は全員一致により原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号「小牧岩倉衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、事務局長から提案理由の説明がございました。

説明内容につきましては、学校教育法において専門職大学の制度が新たに設けられたことによる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を追加する等、所要の規定の整備を行う旨の説明がございました。

直ちに質問に入りました。主な質問につきましては、質問といたしまして、専門職大学という大学は55年ぶりに国がつくる新しい制度と聞いている。技術管理者の資格については、この専門職大学の前期課程を修了した場合ということであるが、もう少し詳しくこの内容について教えてほしい。答え、専門職大学は大学制度の中に位置づけられているもので、特徴としては、実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとなっており、大学で教養を学ぶ以外に企業での長期実習や関連の職業分野に関する教育の実施など、大学と専門学校のよいところを融合している点であります。高校を卒業して進学する人以外にも、社会人が通うことも想定されており、今後さまざまな分野で開設されていくことになると思います。

質問といたしまして、前期課程を修了したということだけで、卒業や後期日程まで求めなくても資格を有するということになるのか。技術管理者として採用していいという状況なのか。答えとして、資格要件につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で定められているということがもとにしてあります。市町村の条例においては、環境省令に定める基準を参酌して条例で定めるとされているところでありますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則で基準とされている規定を条例で規定しているところでございます。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第2号は全員一致に

より原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号「平成30年度小牧岩倉衛生組合一般会計補正予算（第2号）」についてを議題とし、事務局長から提案理由の説明がありました。

説明内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,631万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,285万1,000円とするものでした。

補正予算の内容は、歳入の主なものは1款1項1目組合費負担金は2億1,969万4,000円の減額で、事業費の確定によるもの。3款1項1目ごみ焼却場建設費国庫補助金は58万6,000円の減額で、循環型社会形成推進交付金の額の確定によるもの。5款1項1目繰越金は6,468万4,000円の増額で、前年度繰越金を財源化するもの。6款2項1目雑入は895万円の増額で、金属売り払い収入の増である旨の説明がありました。

歳出の主なものは、2款総務費で625万円の減額は、環境事務事業、庁舎施設管理事業など契約確定による執行残によるもの。3款ごみ処理費で1億266万3,000円の減額は、施設一般管理事業、ごみ熔融施設点検整備委託事業、ごみ破碎施設運転管理委託事業、施設整備事業など契約確定による執行残によるもの。4款ごみ焼却場建設費での3,500万円の減額は、地元周辺対策事業の事業進捗に伴うものである旨の説明がございました。

直ちに質疑に入り、主な質疑の内容は次のとおりでございます。

次のページをめくっていただきます。4ページの4行目でございます。

質問といたしまして、歳入の雑入について、金属売り払い収入が862万円であるが、売り払い収入がふえた要因として、どんな金属がどのように売れたのか聞かせてほしい。答えとして、金属の売り払い価格は非常に変動が激しいということでありまして、3カ月ごとに見積もりをとり、定めています。平成30年度の単価幅については、プレス金属が1万9,510円から3万1,331円、粗大金属については9,010円から3万2,400円と非常に幅がある状況であります。このような状況を踏まえ、今年度につきましては当初予算に対し特に前半については単価が高かったこともあり、大きな増額補正をお願いするものであります。

質問といたしまして、ごみ焼却場建設事業で、地元周辺対策事業が3,500万円の減額となっているが、この内容について教えてほしい。答えとして、減額補正内容については、施設建設に基づく地元からの要望事項に基づくもので、具体的には、地元周辺対策として小牧市で施行されています土木事業、道路整備事業として、野口鳥坂4号線の整備工事において平成30年度は道路設計委託、物件調査委託を小牧市で実施していただいておりますが、当初予定

しておりました用地購入及び物件補償が未了となる見込みであることから減額させていただくものでございます。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第3号は全員一致により原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号「平成31年度小牧岩倉衛生組合一般会計予算」についてを議題とし、事務局長から提案理由の説明がありました。

説明内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,543万3,000円と定めるものであります。

予算の主な内容は、歳入では、1款1項1目組合負担金は18億7,167万2,000円で前年度比8.56%の減額で、内訳として、組合運営費負担金は前年度比9.78%減の11億7,507万2,000円、ごみ焼却場建設費負担金は前年度比6.41%減の6億9,660万円となったこと。2款使用料及び手数料は2億4,484万円で前年度と同額。3款財産収入は物品売り払い収入や電気売り払い収入などにより8,438万9,000円を計上。4款繰越金は前年度繰越金として前年度当初予算と同額の3,000万円を予算計上した旨の説明がありました。

歳出では、1款議会費は前年度と同額の119万円。2款1項1目一般管理費は前年度比3.69%減の1億6,848万3,000円で、主なものは一般職11名分の人件費のほか、庁舎施設管理事業としてごみ処理基本計画策定業務委託事業、吹きつけのり面補修設計業務委託事業などであること。3款1項1目ごみ焼却費は前年度比7.81%減の13億646万3,000円で、一般職25名分と再任用職員1名分の人件費のほか、ごみ焼却一般事業で消耗品や燃料……。

◎議長（黒川 武君） 伊藤議員、報告の途中でありますけれども、かなり時間をとっておりますので、もっと簡潔に報告できるようにしてください。

続行してください。

◎15番（伊藤隆信君） 以上でございました。

歳入歳出については、下記のとおりでございますので御参照ください。

続きまして、6ページに入ります。

6ページのちょっと訂正を願います。13行目でございます。「本年度前半までの実績におきましては」、次「はかなり」でございますが、「は」を削除していただきますようお願いいたします。

では、直ちに質問の内容を報告します。7行目でございます。

質問といたしまして、金属売り払い収入について、売り払いについて、先ほどの補正予算において順調な単価で推移していると聞いたが、例年と同じような予算を見込んでいる理由を聞かせてほしい。答えといたしまして、金属単価につきましては、売り払い単価が非常に変動するものであり、本年度

後半につきましてはかなり下がってきている状況となっております。当組合におきましても、そのような状況を勘案しまして、本年度前半までの実績におきましてはかなり高い金額ではありますが、来年度につきましてはかなり厳しい状況であるということ踏まえ、前年度に比べ24万円ほどの減額として予算を計上させていただいているものでございます。

では、質問をちょっと省略いたして、最後でございます。7ページの13行目でございます。

質問といたしまして、地元周辺対策事業の道路整備8,500万円と聞いたが、こういった地元周辺対策事業はいつまで続くのか。答えとして、地元周辺対策事業の道路事業関係につきましては、平成31年度に終了する予定であります。土木事業のうち河川事業につきましては、1河川分だけ工事未了となっております、これについてはしばらく時間がかかるものと思われ、地元からの要望に基づく温水プール等の助成は引き続き継続していく予定でございます。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第4号は全員一致により原案のとおり可決されました。

以上、平成31年度第1回小牧岩倉衛生組合議会定例会の報告といたします。以上です。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

◎10番（木村冬樹君） 質疑というよりは、訂正をしたほうが良いというふうに思いますので指摘しておきます。

2ページ目の10行目、問いに対する答えの中で、一番最後のところで「1月当たりの最大勤務時間は38時間あります」と答えているんですけど、これは正確に言うと1月当たりの最大超過勤務時間、あるいは最大時間外勤務時間にしないとちょっと正確ではないんじゃないでしょうか。

◎議長（黒川 武君） 伊藤議員、今の御指摘のとおり修正のほうはよろしいですか。

◎15番（伊藤隆信君） はい。

◎議長（黒川 武君） じゃあ、その旨ちょっと申し出てください。

◎15番（伊藤隆信君） 1月当たりの「最大勤務時間」を「最大超過勤務時間」と訂正させていただきます。

◎議長（黒川 武君） その旨、訂正をお願いいたします。

他に質疑はございますか。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） ないようでありますので、これをもって小牧岩倉衛生組合議会の経過報告を終わります。

続いて、愛北広域事務組合議会の経過報告をお願いします。

◎ 10番（木村冬樹君） 平成31年第1回愛北広域事務組合議会定例会の報告を行います。

去る2月13日水曜日、午前10時より、愛北クリーンセンター議場にて、21名全議員出席のもと開催されました。

会議に付した案件は、議案第1号「愛北広域事務組合の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、議案第2号「平成31年度愛北広域事務組合一般会計予算」、平成31年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における行政視察、調査活動等についての3件であります。

議事の経過概要及び結果につきまして、報告いたします。

最初に、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告がありました。

次に、議案第1号及び議案第2号を一括議題として、提案理由の説明がありました。

議案第1号につきましては、どこの市町村でも議会で議決している件でありますので省略させていただきます。

議案第2号につきましては、平成31年度一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,660万円とするものであります。

内訳については、2ページの下の歳入歳出事項別内訳をごらんいただきたいというふうに思います。

簡単に説明しますが、平成31年度の新規事業といたしましては、尾張北部聖苑の屋上防水改修工事、し尿処理場のシステムコントローラー更新工事や放流槽防食被覆改修工事を行うとのことでありました。また、愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託として2020年度から2024年度までの5年分の債務負担行為8億220万8,000円を設定する旨の説明がありました。以下の説明は省略します。

精読のために休憩に入り、再開後、直ちに議案ごとに質疑に入りました。

議案第1号につきましての質疑につきましては、問いとして、規則で定められる超過勤務の制限に関する内容はどのようなかという問いに対しまして、答えとして、人事院規則と同様な内容となりますという答弁でありました。

職員への周知はどのようにするのかという問いに対して、改正内容を口頭で伝える予定ですという答えでした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号についての主な質疑は次のとおりです。

債務負担行為の具体的な内容はどのようなものかという問いに対しまして、

債務負担行為というのは愛北クリーンセンター施設包括管理運營業務委託のことではありますが、この具体的な内容についてという問いでありました。答えとして、現在のし尿処理施設の運転管理業務に加え、施設保全業務としてし尿処理工程監視システム等の各種設備の保守点検や受水槽等の清掃、施設運営のための物品調達、管理業務、各種設備の修繕計画に基づく整備、緊急修繕などを委託するものでありますという答弁でありました。

今後、尾張北部聖苑についても職員が減少していくが、包括による委託化を進めていくのかと問いに対しまして、受け付け業務を含めた火葬業務委託を検討していく時期が来ると考えていると、こういう答えでありました。

今回の視察先として予定しているのはどの方面か。また、視察先はどのように選定しているのかという問いに対しまして、次のページです。大阪府内のし尿処理場と火葬場を候補に考えております。当組合の課題を踏まえ参考になる施設を選定していますという答えでありました。

少し飛びまして、下水道投入配管内部清掃委託料が計上されているが、現在どのような状況で、今後の清掃の見込みはどのようなかという問いに対しまして、配管内に汚れが付着すると送水能力が低下するため清掃を行うもので、今後毎年実施すると、こういう答弁でありました。

尾張北部聖苑の備品購入で椅子式テーブルセットを購入するということがあります、1室のみの対応かという問いに対しまして、平成31年度は1室を椅子式とするということではありますが、利用者の御意見を伺いながら必要性を検討し、好評であれば順次椅子式にかえていきたいという答えがありました。

尾張北部聖苑屋上防水改修工事の積算はどのようなかという問いに対しまして、ちょっと十分な答弁ができなかったんでありますが、そういった中で意見として、具体的積算内訳について答弁できるように準備しておいてほしいという意見が出されました。

職員を採用しない方針に無理はないのかという問いに対しまして、不足する人員については構成市町から職員の派遣をいただいで対応していきたいという答えでありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、最後に議会閉会中における行政視察、調査活動等について説明がされ、意見がなく、決定をされました。

以上、平成31年第1回愛北広域事務組合議会定例会の報告をさせていただきました。以上です。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（黒川 武君） これをもって、愛北広域事務組合議会の経過報告を終わります。

続いて、愛知県尾張水害予防組合通常組合会の経過報告をお願いします。

◎1番（櫻井伸賢君） お手元に配付をしております平成31年愛知県尾張水害予防組合通常組合会の御報告をさせていただきます。

平成31年2月18日、曜日をちょっと失念いたしましたけれども、月曜日でもございました。午後2時より、稲沢市消防本部3階講堂におきまして、出席議員28名、欠席議員2名の状況において開催をされました。

会議に付しました案件は記載のとおりでございます。

議事の経過概要及び結果につきましては、定刻より開催され、議長、管理者の挨拶の後、組合会が開催されました。会議録署名議員として指名され、会期を本日2月18日1日間といたしました。その後、上程議案について管理者から一括提案理由説明がございました。その後、議案ごとに説明がありました。

議案第1号「平成30年度愛知県尾張水害予防組合一般会計補正予算」を議題とし、事務局から、歳入歳出予算の総額にそれぞれ775万7,000円を追加し、総額2,680万1,000円とする説明がありました。増額の理由といたしましては、雇っております組合の職員の方が3月31日をもちまして退職することによる退職手当の支払いのためであります。財源といたしましては、職員退職給与基金の取り崩しと財政調整基金の取り崩しでありますという説明がございました。

質疑の時間を設けましたが、質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号「平成31年度愛知県尾張水害予防組合事業計画」を議題とし、事務局から概要の説明がございました。

例年のとおりでありますので、項目のみの記載とさせていただきましたが、水防計画の策定、水防施設・資機材の整備・管理、水防活動、訓練等の実施、水防意識の高揚、堤防強化に関すること、報奨の実施を事業計画とする説明がございました。なお、来年度、4月以降でございますけれども、来年度の水防訓練は5月26日に岩倉市の曾野小学校で行われます。

質疑の時間を設けましたが、質疑はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号「平成31年度愛知県尾張水害予防組合一般会計予

算」を議題とし、事務局から概要説明がありました。

歳入歳出予算総額をそれぞれ1,903万6,000円とし、前年対比8,000円の減額となっております。なお、一時借入金の最高額は150万円と定めます。歳入歳出の主な項目別の金額は表のとおりでございます。

補正予算でもございましたが、職員が退職することにより、今までは職員1名、非常勤嘱託員1名の2名の体制から、非常勤嘱託員3名の体制になります。給与費明細書によりますと、給与費は約299万円の減額になりますが、非常勤嘱託員3名の体制を整備すべく事務用品等の購入で約100万円の増加、財政調整基金への積立金が約150万円の増加、水防費の中で水防対策費でゲリラ豪雨等の際に水防団の出動人員が200名から300名にふやしたことによる出動手当の増加などの要因で、予算総額は前年対比8,000円の減額となりますという説明がありました。

質疑の時間を設けましたが、質疑はなく、採決を行いました。採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、報告を終わります。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） これをもって、愛知県尾張水害予防組合組合会の経過報告を終わります。

次に、執行機関からの報告を行います。

初めに、3月定例会に追加提出予定の議案についての説明をお願いします。

◎総務部長（山田日出雄君） それでは、3月議会の追加議案ということで御説明をさせていただきます。

平成31年3月定例会に追加上程をさせていただく付議事件につきましては、2件の事故に係る専決処分の報告と、平成30年度一般会計補正予算、また平成31年度一般会計補正予算の計3件となります。

それでは、資料に基づいて順に説明をさせていただきます。

まず専決処分の報告についてです。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 1. 専決処分の報告について説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項について専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき議会へ報告するものでございます。

1件目が、専決第3号「事故による損害賠償の額の決定及び和解について」報告をさせていただきます。

平成30年10月12日に発生した事故について、損害賠償の額を決定し、平成31年3月11日に専決処分をし、これに伴う和解をいたしましたものであります。

事故の概要は表で示しているとおおり、岩倉市神野町郷浦18番地、五条川小学校において、掃除活動中、児童が振りおろしたまんのうが被害児童の頭頂部に当たり裂傷を負ったものでございます。相手方は被害児童の保護者、損害賠償額は17万円で、これは病院への通院費、交通費、付き添い費用、治療期間に係る慰謝料の合計額でございます。この額については、加入している学校災害賠償補償保険で補填されますことを申し添えます。

なお、相手方については、申し合わせによりこういった記述にさせていただいております。

また、小学校については、この道具については児童が自由に持ち出せないような場所に保管すること、それから清掃場所をできる限り丁寧に巡回するようなことを確認しております。

続きまして、専決第4号「事故による和解について」報告をさせていただきます。

処分日については3月18日、昨日に専決処分をいたしました。ちょっとまだ抜けておりますけれども、平成31年2月5日に発生した事故について、和解額を決定し、平成31年3月18日に専決処分をし、これに伴う和解をいたしましたものであります。

これは事故の場所については、岩倉市東町藤塚158番地先、東町の長山の信号交差点で、コンビニエンスストアの北側の東西道路、市道一宮……。

[発言する者あり]

◎議長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎議長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

教育部長、続行してください。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 事故の場所は岩倉市東町藤塚158番地先、東町の長山の信号交差点の東側、コンビニエンスストア北側の東西道路、市道一宮春日井線上であります。

概要は、教育こども未来部生涯学習課職員が、いわくら市民健康マラソンの交通規制看板を設置するため、公用車を車道の歩道側に寄せて停車していたところ、後方から相手方車両が追突し、公用車の右後方灯などが損傷したものです。

相手方住所、氏名は記載のとおり名古屋市在住の方で、幸いにして相手方、

職員ともけがはありませんでした。和解額は25万2,989円で、公用車の軽トラックなんですけれども、修繕するために要した費用で、相手方より全額補填されます。

事故原因は、相手方が信号で停車した後、前方を確認せずに発車されたためであります。公用車については通行の妨げにならないよう歩道側に寄せてハザードランプもつけて停車しておりましたが、通行車両の多い道路でもあり、改めて停車位置などについて十分配慮し、事故防止に努めることを確認しております。

報告は以上でございます。

◎総務部長（山田日出雄君） 続きまして、補正予算の説明に入らせていただきます。

今回の補正予算は、30年度、31年度の補正予算がございまして、いずれも岩倉中学校北館の改修工事に関して国の30年度補正予算で内示がなされたので、それに伴うものを含んでおります。また、31年度ではプレミアム付商品券の関係の補正となっております。

今の内示の関係がございまして、先に31年度の補正から説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、31年度の補正予算の歳出でプレミアム付商品券事業の関係について、建設部長から説明をさせていただきます。

◎建設部長（片岡和浩君） それでは、商工費のほうから説明をさせていただきます。

商工費、商工振興費（プレミアム付商品券事業）として6,880万1,000円の補正をお願いするものでございます。

平成31年（2019年）10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯を支援するとともに、地域における消費の喚起、下支えすることを目的にプレミアム付商品券を発行、販売するために必要な経費を計上するものでございます。

内訳としまして、パート職員賃金等の人件費や消耗品費、通信運搬費などとして957万円、対象者抽出のためのシステム改修や商品券の作成、販売などの委託料としてプレミアム分4,000万円を含めプレミアム付商品券事務委託料として5,923万1,000円を計上するものでございます。なお、財源につきましては全額国費となります。

説明は以上となりますが、事業の詳細につきましては後ほど改めて報告事項で説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 続いて、教育費、学校管理費（中

学校施設改良費)につきましては、1億4,358万3,000円の減額でございます。

これは31年度の予算に計上していたものですが、30年度の国の補正予算での採択が受けられましたので、岩倉中北館給排水・衛生設備等改修工事に係る監理委託料485万1,000円、同じく改修工事1億3,873万2,000円の全額を減額するものでございます。

◎総務部長(山田日出雄君) 続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。

裏面をごらんください。

国庫支出金の教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金1,819万7,000円の減額であります。これについては、岩倉中学校北館工事の歳出の減額によるもの、また商工費国庫補助金では、プレミアム付商品券事業の事務費と事業費に対する補助金として6,880万1,000円の増額、また岩中北館の工事の関係で前年度繰越金3,138万6,000円と、教育債の9,400万円の減額となっております。31年度の補正額としましては、歳入歳出とも7,478万2,000円の減額となります。

次に、平成30年度3月補正予算(追加)ということで、そちらの概要をごらんください。

先ほどの31年度の補正概要と見比べながらお聞きいただくといいかと思えます。

まず歳出は、先ほどの31年度で減額をいたしました工事費等と同額の増額を行います。

歳入におきましても、教育費国庫補助金は31年度当初予算と同額の増です。繰越金の前に少し市債のほうを説明させていただきます。

教育債につきましては、31年度の補正では9,400万円の減としておりますけれども、30年度では1億2,530万円の増と額が変わってきております。これにつきましては、この事業における起債の充当率というのは通常75%であります。こうした国の補正の際には補正予算債として充当率が100%まで可能となりますので、今回の予算上は限度の100%で計上してあります。

そして、その前の前年度繰越金については起債充当率の変更のために額が変わってきているものであります。30年度の追加補正額としましては、歳入歳出とも1億4,358万3,000円の増額となっております。

次に、第2表の繰越明許費補正では(追加)として、先ほどの中学校施設改良費として全額を繰越明許費として、31年度の施行となっていくものであります。

以上であります。

◎議長（黒川 武君） 説明が終わりました。

御不明な点、確認したいことがあれば発言をお願いします。

◎5番（相原俊一君） 済みません。きのう国会で、今回の対象が2歳までで6月2日以前に生まれた方になっているんですけども、拡大されました。9月30日まで。これについては予算が当然衆議院を通過しているから、また国のほうでの補正予算になるんでしょうけど、岩倉においては9月の補正という考えでよろしいんでしょうか。

◎議長（黒川 武君） 商工農政課長、また後でも説明されますでしょう、その中で。相原議員、それでよろしいですか。本日の報告事項の4番目に具体的な説明をすることになっておりますので、そのときに今のことでお答えいただくということをお願いいたします。

そのほか御不明な点、確認したい点。

◎11番（堀 巖君） 専決処分の1の報告の中の概要の中に、頭頂部に「あたり」という表記があります。これは漢字のほうが適切ではないでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 確認して、議案のときには検討します。

◎議長（黒川 武君） 他に、御不明な点、確認したい点がございましたら。なお、細かい点につきましては各会派におきまして、また執行機関からお聞きいただくということにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） これをもって、3月定例会に追加提出予定の議案についての報告を終わります。

続いて、岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについての説明をお願いします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） それでは、②の岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて、説明をさせていただきます。

お手元に「第2部 総合戦略 第4章 基本目標ごとの戦略の基本方向と具体的な施策（改定版）」を配付させていただきましたので、ごらんください。

この見直しにつきましては、岩倉市ではまち・ひと・しごと創生総合戦略を平成28年3月に策定しておりますが、計画から3年近くが経過し、この間、総合戦略に掲げた施策・事業を推進してきた結果、新規事業を中心に内容に

そごが生じてきたため、現状に合わせ見直しを行ったものです。なお、見直しに当たっては、人口構造は大きく変化していないことから、第2部第4章を見直しの範囲としております。

見直しの内容については全て説明することができませんので、考え方だけ説明させていただきたいと思います。

1 ページをごらんください。

1 の背景と戦略の基本方向については、全ての目標で変更はしておりません。

2 の数値目標ですが、平成29年度の実績を記載した上で、31年度の目標値がそれにあわせて変更した項目もございます。

具体的な施策・事業ですが、次のページをごらんください。

①の中小企業・小規模事業者活性化行動計画ですが、これ以前の見直し前ですと、行動計画の策定及び推進（新規）という表記だったんですが、既に策定を終えておりますのでこのように行動計画の推進ということで修正をさせていただきます。

次のページをごらんください。

K P I（重要実績評価指標）についてですが、この2つ目ですね。今回、創業件数となっておりますが、これ以前の目標ですと創業資金融資利子補給補助金申請件数とありましたが、指標としては創業件数のほうが正しいということで、わかりやすいということで申請件数を削除して新たに創業件数ということで追加しております。

このように、基本目標の1から4まで、それぞれ修正、削除、追加しておりますので、よろしくお願ひします。説明は以上です。

◎議長（黒川 武君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（黒川 武君） これをもって、岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについての報告を終わります。

続いて、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度についての説明をお願いします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 市民窓口課から御説明をさせていただきます。

資料に沿って御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について。

まず「1 本人通知制度とは」に記載がございますとおり、住民票の写し

や戸籍謄本などは、本人以外の第三者でも法律上の要件を満たしている場合は取得することができます。本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して交付した事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的といたしまして、本年4月1日よりこの制度を実施いたします。

「2 本人通知の対象となる証明書と請求者」についてですが、まず対象となる証明書につきましては、住民票の写し、戸籍の付票の写し、戸籍謄本・抄本などです。また、本人通知の対象となる請求者は、本人等から委任状を託された代理人、自己の権利行使または義務履行のために交付請求できる人、弁護士など業務の遂行のために交付請求できる人です。

なお、備考欄に記載がありますとおり、住民票では同一世帯に属する人からの請求、戸籍では本人と同じ戸籍に記載されている人、本人の配偶者、直系血属からの請求は除外となります。また、国や地方公共団体の機関からの請求も対象外となります。

「3 この制度に登録できる人」については、本市の住民基本台帳に登録されている人、本市の戸籍や戸籍の付票に記載されている人です。

裏面をごらんください。

「4 登録の期間」については、特に期間を定めておりません。下記6(2)のところに記載がございますが、登録をした日から登録者が死亡したとき、日本国内に住所がなくなったとき、廃止の届け出があったときまでとなります。

5の申請方法につきましては、本人確認書類を確認させていただいて、市民窓口課で受け付けをいたします。市外の方や病気や仕事などやむを得ない事情で御来場できない方については、郵送にて受付をさせていただきます。

あと7ですね。その他になりますけれども、(2)にごございますように本人への通知書については、交付年月日、交付証明書の種別、通数、交付請求者の種別が記載されます。住民票の写しなどの交付を受けた方の氏名などは記載されないものとなります。

以上で、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度についての御説明を終わります。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

◎10番（木村冬樹君） ちょっと制度を理解するために聞きますけど、他市の状況はどうなんでしょう。近隣だとか県内、そういったところでの登録

というのがどのくらい上がっているかというのが、少しわかれば教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 県内でこの制度を導入している団体は、54市町村中26団体であります。近隣では、一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、扶桑町が導入しております。

登録者数につきましては、平成30年の4月1日現在で、小牧市が122名、扶桑町が20名であります。犬山などはまだ制度が始まったばかりでデータを持ち合わせておりませんので、以上となります。

◎議長（黒川 武君） 他にございますか。

◎11番（堀 巖君） この制度の根拠は、何を根拠とするのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） このたび要綱を定めました。

◎議長（黒川 武君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） これをもって、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度についての報告を終わります。

続いて、プレミアム付商品券事業についての説明をお願いします。

◎商工農政課長（神山秀行君） プレミアム付商品券事業について、御説明させていただきます。

先ほど、報告事項の①番で追加提出予定の議案についてのその資料を用いて説明させていただきたいと思います。平成31年度予算に係る新規及び主要事業説明資料をもとに説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（黒川 武君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎議長（黒川 武君） 休憩を閉じ会議を再開します。

続行してください。

◎商工農政課長（神山秀行君） まず事業の目的・効果ということで、こちらのほう平成31年2月21日に県の説明会がございまして、それをもとにこの資料のほうを作成させていただきました。

先ほど部長のほうから説明がありましたように、平成31年10月からの消費税10%の引き上げに伴い本事業が行われるものになります。

事業の内容としましては、岩倉市が岩倉市商工会のほうに委託しましてプレミアム付商品券の発行・販売をお願いする予定であります。また、資格要件の確認、引きかえ券の発送までは市のほうで行いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、事業費につきましては全額国の補助金、10分の10という形で行わせていただきます。

あと購入対象者につきましては、平成31年度の住民税の非課税者、課税基準日は31年1月1日になります。ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者また扶養親族、あと生活保護の被保護世帯等を除くという形で対象となります。そちらの方の見込みが、今現在6,500人という形で見込ませていただいております。また、3歳未満の子が属する世帯の世帯主、こちらのほうは先ほど相原議員のほうからございましたように、平成28年4月2日以降に生まれた子で2019年、平成31年は終わっておりますが、2019年の6月1日時点の住民という形で当初説明のほうがなされておりましたが、昨日の夕刊や本日の朝刊で載っていましたが9月30日までの拡大を今検討されているということで、正式な通知はまだ国のほうからおりてきておりませんが、そういった新聞報道もなされているところだと思われま。

購入限度額につきましては、①番ということで、住民税非課税者の方につきましては2万5,000円の券面額ということで、販売額は2万円分、5,000円のプレミアムがついた形で販売させていただきます。また、②番の該当者ということで、こちらのほうにつきましては3歳未満のお子様1人につき販売額2万円、2万5,000円分の商品券を販売させていただくような形になります。

なお、この商品券につきましては低所得者向けということで、低所得者に配慮した分割販売ということで、5,000円を単位として、5,000円を1冊として5,000円の商品券1冊を4,000円で販売する。それを5回まで買うことができるという形で販売のほうを予定させていただいております。また、5,000円の中身につきましては1枚500円の金券が10枚つづりで5冊までという形で考えておりますので、よろしくお願ひします。ただし、おつりのほうは出さないという形で進めております。

また、今現在、10月1日から使用開始できるように準備のほうを進めさせていただいておりますが、また今後、使用可能店舗のほうも募集させていただきますが、今までのプレミアム付商品券と違いまして使用店舗につきましては大型店も含めて広く御利用いただくという形で公募のほうをさせていただきます。

次に、積算根拠のほうになります。委託料が5,923万1,000円という形になりますが、こちらのほう今のところ商工会を予定している分ですが、商工会のほうにプレミアム付商品券の作成、発行、販売のほうをお願いする金額になります。5,007万5,000円という形になります。この内訳としましては、

レミアム分が4,000万円、事務費として1,007万5,000円という形になっております。この中身につきましては、商品券の作成費初め換金の手数料とかチラシやポスターの作成、また事務手数料等になっております。

システム改修業務につきましては600万6,000円という形で見込ませていただいております。こちらのほうはパッケージソフト代、既存システムの改修、またシステムのセットアップ、システム保守等になっております。

また、申請書、商品券引きかえ券印字封入業務、こちらは315万円になりますが、こちらのほうは該当者の抽出作業や案内通知の作成、機器等の設置も含まれております。また、このシステム改修業務、申請書、商品券引きかえ券印字封入業務につきましては、住基システムの関係もございますので、住基のほう、システムのほうを委託しております日本電子計算株式会社に委託する予定でおります。

また、歳入のほうにつきましては10分の10ということで、事務費として2,880万1,000円、あと事業費として4,000万円という形になっております。

それで、対象の拡大ということで先ほど申し上げましたが、こちらのほう事前にそうなるかもしれないという形で通知をいただいておりますので、その分も見込んで予算のほうを計上させておりますので、よろしく願いいたします。説明のほうは以上になります。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

相原議員、よろしいですか。

◎5番（相原俊一君） はい、結構です。ありがとうございました。

◎議長（黒川 武君） 他にございますか。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） これをもってプレミアム付商品券事業についての報告を終わります。

続いて、その他に入ります。

その他について、何かございませんか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） お手元に人事院規則の配付をさせていただきました。この配付については、総務産業建設常任委員会の岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の審議の中で、規則を提出してほしいというお申し出がありましたが、規則については現在、例規審査委員会で審査中でありますので、正・副議長と相談した結果、改正のもととなります人事院規則を配付させていただくこととしましたので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） これをもって、人事院規則の配付についての件につきましては終わりたいと思います。

他に執行機関からございますか。

◎協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

口頭での御報告となりますので、よろしく願いいたします。

デマンド交通を委託しておりますあおい交通株式会社による不適切事務についてでございます。

あおい交通株式会社につきましては、小牧市の巡回バスも受託しておりますが、この小牧市の巡回バスにおきまして、そのうちの1台の車検が切れた状態で運行していたということが平成31年1月8日に発覚をいたしました。期間につきましては、平成30年12月13日から平成31年1月7日、この間の22日が無車検での運行という形がされておりました。この内容につきましては、既に中部運輸局愛知運輸支局には報告済みであります。処分についてはまだ出ていないという状態でございます。

なお、この事案につきましては4月過ぎに記者発表をするという予定でございます。事前に報告をさせていただくものでございます。

また、本市におきましてはデマンド交通の事業を受託しているということでございますので、このような不適切な事務がないよう指導するとともに、車検証のコピーを確認して管理体制の強化と再発防止に努めるよう指導させていただいておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） あおい交通による不適切事務についての報告はこれで終わります。

他に執行機関、ございますか。

◎危機管理課長（秋田伸裕君） 危機管理課から、平成30年度安全安心カメラ設置箇所について御説明をさせていただきます。

資料のほうは「安全安心カメラ設置箇所図」というA3の地図をごらんください。

それでは、説明させていただきます。地図の黒丸と黒三角につきましては、既設の安全安心カメラの位置になります。

次に、平成30年度の設置箇所になります。丸に真ん中にバツの印になりますが、こちらは昨年100台設置しましたが、小・中学校の通学路としては100台を超える要望がありました。残った10台につきましては、今年度設置をして

おります。

それから、白抜きの四角の印になります。こちらは今年度、人の出入りが
多い箇所ということで市内の駅3カ所に設置をしております。岩倉駅が7台、
それから大山寺駅が2台、石仏駅に1台設置をしております。

それから、岩倉市の自転車駐車場のほうに7台設置をしております。マー
クにつきましては白抜きの丸になります。こちらは大山寺駅のほうに3カ所
の自転車駐車場、それから岩倉駅の北の自転車駐車場につきましては2カ所
に4台を設置しております。

それから、最後に白抜きの星マークになりますが、こちらは岩倉総合高校
から要望をいただいた箇所ということになっております。東西の校門周辺に
2台を設置しております。それから、岩倉総合高校から岩倉駅に向かう道路
のところに1台を設置しております。

説明につきましては以上となります。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（黒川 武君） これをもって平成30年度安全安心カメラ設置箇所に
ついての報告を終わります。

続いて、執行機関から報告はございますか。

◎健康課長（長瀬伸子君） 「健幸都市いわくら」推進プランについて、健
康課から説明をさせていただきます。

お手元に「健幸都市いわくら」推進プランを配付させていただきましたの
でござんください。

このプランは、平成30年12月1日に行いました健幸都市宣言の趣旨や宣言
文に込められた思いを広く市民に浸透させ、健康づくりの取り組みを推進し
ていくために作成いたしました。

健康づくりが社会全体に広がり健康長寿社会の実現を目指していくために、
体の健康やスポーツ、文化、自然を楽しむ生活など、これまでさまざまな分
野で取り組んできた健康につながる事業を、宣言文の条文をもとに体系化し、
全庁的に健康づくりの視点を持って事業に取り組んでいくための内部資料と
して作成しております。

プランの5ページになります。A3になっておりますが、そちらのほうを
ござんください。

5ページは「健幸都市いわくら」推進のための施策体系図となっております。
ここで基本目標は、健幸都市宣言の宣言文の5つの条文に加えて、身体
的な健康として「健康づくり・疾病予防」の推進を加えて、それぞれに

具体的な取り組みや事業を掲載しております。

6 ページ以降には、基本目標ごとに庁内の各課における具体的な取り組みの現状を掲載しております。

今後、このプランに基づき、庁内の関係各課と連携して効果的に施策を推進していくために定期的に連絡調整会議や意見交換を行い、健康づくりを推進してまいります。説明は以上となります。

◎議長（黒川 武君） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎議長（黒川 武君） これをもって、「健幸都市いわくら」推進プランについての報告を終わります。

執行機関、他にございますか。

◎建設部長（片岡和浩君） 平成31年度上水道事業会計予算説明書の訂正について、説明をさせていただきます。

正誤表のほうをお願いいたします。

3月議会定例会に上程をしました議案第36号「平成31年度岩倉市上水道事業会計予算」の説明書として添付をしました平成31年度岩倉市上水道事業会計予算貸借対照表について、誤りがありましたので正誤表のとおり訂正をさせていただきます。

こちらのほうは3月13日に開催されました財務常任委員会で、上水道事業会計予算の審議の中、櫻井議員より御指摘をいただいた部分であります。

予算書の482ページの予定貸借対照表で、資産の部の1. 固定資産、(1)有形固定資産、ロ、建物に関する下線部分の表記「1億8,166万円」は誤りでありました。本来は、この部分には数字が入りませんので、正誤表のとおり訂正をさせていただきます。

今回の誤りにつきましては、人的なものであり、チェックも不十分でありました。今後、同じ過ちを起こさないようチェック体制の強化をしてまいります。大変申しわけございませんでした。以上です。

◎議長（黒川 武君） ただいま建設部長より平成31年度上水道事業会計予算説明書の訂正についての発言がございました。この訂正の発言をもちまして予算説明書の訂正とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの報告につきまして、質疑がございましたらお願いをいたします。

〔挙手する者なし〕

◎議長（黒川 武君） これをもって、平成31年度上水道事業会計予算説明書の訂正についての報告を終わります。

執行機関、他に報告事項はございますか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 学校給食センターの給食調理及び配送等業務委託の事業者選定について、説明をさせていただきます。口頭での説明になりますので、よろしく願いをいたします。

こちらの選定のスケジュールにつきましては、11月の全員協議会のほうでお示しをさせていただきましたそのスケジュールに沿って進めてまいっております。

1月31日に1次審査、書類審査になりますが、1次審査を行いました。また、2月28日に2次審査、こちらのほうはプレゼンテーションの形で行わせていただきました。1次審査、2次審査を経て交渉権者として決定しましたところは株式会社東洋食品、現在受託をお願いしているところでございます。

今後、本日議員の方々に報告をさせていただきましたので、速やかに公表をさせていただきます、また詳細につきましてすり合わせ等を行い、契約のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。報告は以上です。

◎**議長（黒川 武君）** 報告が終わりましたので、質疑を許します。

[挙手する者なし]

◎**議長（黒川 武君）** これをもって、給食センター業務委託についての報告を終わります。

続いて、執行機関から報告事項はございますか。

◎**生涯学習課長（竹井鉄次君）** 平成31年3月13日の財務常任委員会におきまして、夜間照明の設置されている学校施設の屋外トイレが暗いという御意見を頂戴いたしました。

これを受けまして、夜間照明を設置している南部中学校と北小学校の両方を同日、日没を待って確認してまいりましたところ、北小学校につきましてはトイレの外側、中側に照明が設置されており明るさには問題ないという状況でございましたけれども、南部中学校の屋外トイレにつきましては、照明設備がございませんでしたので御報告をさせていただきます。

なおこの施設について、今後の対応につきましては適時改めまして報告をさせていただきます。以上でございます。

◎**議長（黒川 武君）** 報告が終わりましたので、質疑を許します。

[挙手する者なし]

◎**議長（黒川 武君）** ないようでありますので、財務常任委員会におきまして出た質疑につきまして、執行機関より対応方についての報告がございました。これをもって報告を終わりたいと思います。

続いて、(3)その他に入ります。

その他について、ございませんか。

[挙手する者なし]

◎議長（黒川 武君） ないようでございますので、これをもってその他を終わります。

以上をもって報告事項を終わります。

次に、協議事項に入ります。

ここで執行機関は退席をしていただきます。暫時休憩します。

(休憩)

◎議長（黒川 武君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより協議事項に入ります。

本日の協議事項につきまして、議長より説明をさせていただきます。

本年2月28日開催の本会議、堀議員の一般質問におきまして議長預かりとさせていただいた件についての協議でございます。

ただいまその折の会議録を配付させていただきました。つきましては、資料精読の間、休憩をさせていただきます。

なお、11時30分より再開いたしますので、その間、資料につきましては御精読をお願いしたいと思います。休憩いたします。

(休憩)

◎議長（黒川 武君） (録音欠落)

方向性を出すとか、意見集約するとか、そういう場ではございません。そういうことを最初に議長から申し伝えておきますので、よろしく願いいたします。

それぞれ本会議における会議録、それから堀議員から提出された資料にお目を通しいただいたと思いますが、ここで堀議員から、問題とすべき点につきまして、少しその論点を御説明いただきたいと思います。

◎11番（堀 巖君） お手元に配付いたしましたA4横の資料は、この精読の間に目を通していただいたというふうに思いますけれども、先ほど議長からありましたように、私のこの協議の場というのは議員各位の共通認識を持ちたいということがまず第一義的にあるというふうに思います。

例えば、先日ちょっと話し合った中で越境入学の話が出て、そんなのは世の中には山ほどあって、当たり前で何の問題ないんじゃないかと、そういう認識の発言も聞いて、それは全く私、行政職員、市民窓口課を7年以上やっていて、そういう指導をしている立場にいた人間としてはちょっと耳を疑うような、そういう認識の方もおられますので、それは共通認識として議員の識見として統一していきたいなというふうに思います。

それから、何が問題なのかというところで、問題点1にまとめました。これはやっぱり岩倉市の自治基本条例がもとになっています。

自治基本条例というのは自治体の憲法でありまして、そこに地方自治の基本原則の中の信頼の原則というのがあります。信頼の原則というのは、やはり執行機関側が市民に対し、市民の代表である議会に対し、きちんと説明をしてその疑義を解く、それが信頼の構築だというふうに私は理解しています。

ですから、全国の自治体で多分、私は推測するに市の三役、ここに書いてありますように市長については立候補のときに公にされますし、副市長、教育長などの特別職については議案として選任同意が得られるときに住所の細かいところまで公にされるわけです。その他の非常勤の特別職についても同様に、住所は議会に対して明らかにされているのが現実であります。それを知らないというのは、危機管理上もやはりおかしいし、他の自治体の議員にもいろいろ話をしましたけれども、それはおかしいというのが共通認識でありました。この点についても、岩倉市議会議員の皆さんについても同じ認識に立っていただきたいなというふうに思います。

それから、問題点2です。

2ページ以降、ちょっと長くなりますけれども、先ほど言いましたように説明責任は市当局にあるというふうに思います。本会議の議事録で、読んでいただくとわかりますように、途中で時間の関係上議長預かりということで質問を切り、議長預かりにさせていただいたわけですが、この問題についてやはり議員の中で、これがどうしてまずいのかということを理解していただきたいというふうに思います。

もともと平成29年9月の大野議員の一般質問に端を発している話ですが、その真ん中以降、職員からの聞き取り、それから私たちの見聞、それから今回については市民からの報告で居住実態があるというふうには思えないという疑義が上がった以上、説明をしていただきたいなということで一般質問した次第であります。

住所というのはどういうものかということなんです。住所というのは住居の本拠となる。本拠というのは何かというと、日常的な食事、洗濯、就寝、そういう営みがどこで行われているかというのが非常に裁判の中でも争われていますし、3ページにはさっきの越境入学のことについて、東京都小平市の教育委員会でホームページで呼びかけているとおりであります。

つまり、今回の件については、市民からの報告というふうにあります。きょうはその市民の方も見えていますし、私は市民からその質問をしてくれとか、情報提供はいただきました。でも、それで調査してくれとか、そういう

ことは一切していませんし、結託してどうのこうのではなくて、その事実を知った以上、やはり私は元上司である小川副市長に対して、個人的な怨恨でも何でもありません。やはり行政として、市民に対して指導していることに反するようなことがあるんじゃないかという疑義が生じた場合、一議員としてそれについて誠実にお答えいただきたいという、それだけの話でございます。

例えば、今回、岩倉市で課税されちゃっています。だけど、生活の本拠がある扶桑、もともとの実家の、僕が役場の人間だとしたら、それはないんじゃないというふうに思うわけです。課税というのは生活の本拠であるところで課税されるわけですね、住民税というのは。それから、通勤手当のことも考えますと、もしこれが職員であって、遠くのところに住民票を移して、これから1年以上住むんだということで住民票を移しましたと。そこから通勤手当を請求していたら、これは人事当局としては、それはだめだよというふうになるんですね。

だから、いろんな問題が出てきます。選挙権の問題、岩倉市に選挙権が存在しています。しかし、生活の実態がもしなければ、それは大変なことになります。国会議員の場合の例もちょっと書きましたけれども、国会議員は地元で住所を持って、本当に生活は東京でしている方が多いですけども、それは住民票をあえて移さなくてもいいと、そういう事例もあります。

つまり、単身赴任であるとかいう場合と、基本的に2週間以内に届け出なければならないという住民基本台帳法の解釈、それを総合的に勘案しても、今回の件というのは本当に、たとえ副市長が今現在、体調不良で実家から通勤していることが多いというふうに今読み返すと答弁されていますけれども、そういう実態があったとしても住民票は移すべきではなくて、やはり扶桑から岩倉に単身赴任で住所、住民票の移動する意味が元職員としては全然理解できない、そういう事例だというふうに私は思いますので、皆さんからの意見をもって、こういう認識で、それは違うよということがあればどんどん発言していただいて、共通認識を築き上げていきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（黒川 武君） ただいま堀議員から、どこに問題があるのかと、そういうことにつきまして資料をもとにしての説明をいただきました。

この件につきまして、各議員より意見を求めたいと思います。

◎2番（大野慎治君） ちょっと私の質問の趣旨、一環が伝わっていませんので、私は市の職員は「いわくらしやすい」を実践し、岩倉市に住むべきではないかという一環で質問したということです。

岩倉市の職員の市内在住率は今40%とされています。質問したときは39%でしたけど。ほかの市町は、一宮市が71%、犬山市が51%、江南市が63%、小牧市が60%、北名古屋市は53%、50%を超えているよということで、その一環でまず第1弾として副市長の市内に住んでいらっしゃるんですかということで聞いたということでございますので、ちょっと誤解がないようにしていただきたいと思います。

私としては、堀議員の4ページ目に書いてあるとおり、単身赴任が1年以下の場合というんですが、僕もちょっと企業に勤めておりましたが、帰省旅費が2週間に1回出て、14日以上住まないんですね、必ず単身赴任の場合は。住まないの、これは1年と書いてありますが、この場合はどちらでも選択肢ができるということです、解釈としては。多分、恐らくそうだと思います。後で市民部長や市民窓口課長にちょっとお聞きしたいと思いますが。どちらでも解釈できるということですね。

国会議員の方、1月から6月まで通常国会で、生活の拠点は東京にあります。あります、間違いなく。本来なら週末は帰っておりますので生活の拠点は地元にあるということになるんですね。

だから、このことを考えると、岩倉市に市民税を納めていただいている方、副市長が住民税を納めていただいている方を考えると、岩倉市が問題視することではない。扶桑町さんが言うんだったらわかるけど、岩倉市が問題とすることではないということだと思います。岩倉市は住民税を払っていただければ、それはそれでいいんじゃないのかという解釈もできると。

ちょっとその点の見解を、僕は後ほど、お役所の見解というのはどういう見解かなあというのがお聞きしたいし、統一見解はないかもしれませんが、どちらのほうにあるというのは御自身の御判断でできることもできると。ただ、ずうっと住んでないと住民票はまたもとに戻してくださいよということは言えると思うんですが、それは御自身の御判断でできるのではないかという考え方もあるということが私の考え方です。

◎11番（堀 巖君） 居住実態がないのに、住民票だけ移動して住民税が払われているからいいんじゃないか、それは違います。そうなったら税の問題がぐちゃぐちゃに全国なっちゃいます。

例えば、本当に一極集中で今東京になっていますけど、東京に全部全国議員が住所を移動したらえらいことじゃないですか。だから、自由だというけど、それは常識的に、まず単身赴任の場合、大野議員が過去の経験でしたか、さっきの。ということで、移さなかったんですね。それは移してもいいけど、そこは自由の部分があると思いますよ。

だけど、今回の場合は生活の拠点があるかないかが、そこがまず一番ベースにあります。もちろん岩倉市に生活の、例えば週の5日間ぐらいいて、土・日は帰るんだと、そういった場合はその選択肢はあるけど、そういう痕跡がない場合については、それは住民票を移動しちゃだめだというふうに、そこは御認識いただきたいというふうに思います。

◎2番（大野慎治君） ですから、私は今も言いましたが、市の見解をお聞きしないと、私は聞くべきなのかなあと思えるという意見です。私は自分のどちらでも解釈できることもできるし、そういった部分では、そこまでは私の考えは考えだけど、それは市の当局が判断するし、扶桑町さんが判断すべきことであるという考えです。以上です。

◎議長（黒川 武君） 議長から申し上げますと、例え話でこれはどうだ、あれはどうだという議論ではないんですよ。事実をどう捉えるかということですので、そういう面から意見を述べていただきたいということを議長としては希望いたします。

先ほど見解を求めたい、市民窓口課に住民基本台帳法上の見解を求めたいということですか。

事務局。

〔発言する者あり〕

◎議長（黒川 武君） 要請、まだいいですかね。はい、わかりました。

◎10番（木村冬樹君） 私は、この問題は住民基本台帳法においてどういうふうに判断するのかということだと思っています。

ですから、堀議員が言うように居住実態、生活の本拠という言葉が使われますけど、これがどこにあるのかという判断をした上でしかるべき対応をとってもらって、議会に対しては一定の答弁がされているものだから、そこについては変更があるんだったら変更する答弁をまたしてもらわなきゃいけないというふうには思いますけど、そういうことで対応すべきだというふうに思います。

堀議員のように、私は職員の聞き取りなんかもしていませんし情報提供も受けておりませんので、その生活の本拠がどこにあるかというのは私では判断できないもんですからね。それはやっぱりしかるべき機関にお願いするしかないかなあとというふうに思っていますけど、そういうことだというふうに思います。

◎5番（相原俊一君） 堀さんが一般質問をされたその理由というのは、この2ページ目の職員からの聞き取り、それから市民からの報告というところなんですね。

これで岩倉に居住の証明がないということは、判断されたのはどの程度から判断されたんですか。市民は何人で、職員は何人ぐらいなんですか。1人だとは私は思いたくないし。

◎議長（黒川 武君） 堀議員、お答えができる範囲内で述べてください。

◎11番（堀 巖君） これは本会議でも述べていますので、議事録をごらんいただきたいというふうに思います。

職員については複数人です。私も含めてですし、それと、証拠として私が判断したのはその証拠ですけど、これがどうして一般質問に当たるかどうかというのは、さっき一番最初に申し上げた住民自治の基本です。自治基本条例がベースになっています。

◎5番（相原俊一君） 居住実態がないとおっしゃったけど、それはどういうふうに市民の方は証明されたんでしょうか。

◎11番（堀 巖君） ですから議事録を、さっきの読んでいただければわかると思うんですけども、数回というか数十回か、写真つきの証拠も示されておりましたし、それを信用したということでもあります。

◎議長（黒川 武君） 堀議員、念のために、議事録とおっしゃってみえるけど、何ページのどの部分だということは少し具体にお示しをしてください。

〔発言する者あり〕

◎議長（黒川 武君） 13ページの右のページの堀議員の質問のくだりのところですね。相原議員、一度お目通しをお願いします。

◎5番（相原俊一君） はい、ありがとうございます。

◎7番（須藤智子君） このような個人のプライバシーにかかわるようなことを一般質問の場で質問するというのは、ちょっといかがなものかと私は思うんですけど、一般質問とはどういうものなのかということをおちょっと考えなきゃいけないと思いますけど、この先ね。

〔「議論をここでするんですか」と呼ぶ者あり〕

◎7番（須藤智子君） 後でいいですけど、一般質問の場で個人のプライバシーに関することをそうやって質問するというのは、ちょっと私はいかななものかと思うんですけど、一応これから先、一般質問についての定義も決めていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますよ。

◎11番（堀 巖君） 元議会事務局長でもありますし、一般質問については十分認識しているつもりでございます。

132条、くしくも小川副市長も地方自治法に規定があつて132を引用してみえます。

それで、私は危機管理上の問題、いろんな問題があるため質問を続けたわ

けです。で、副市長も答えられています。よって、副市長自身もこれは一般質問で答えるべき事項だというふうに認識していると私は解釈しています。市の姿勢を正すということは、やっぱり質問の焦点となり得ることももちろんあるということです。

◎議長（黒川 武君） 他に議員の発言を求めます。

〔挙手する者なし〕

◎議長（黒川 武君） 議長より堀議員にお尋ねをしますけれど、先ほど来、岩倉市に住民票があるにもかかわらず生活の実態がないんだと。生活の本拠が扶桑にあると、そういったことを前提に一般質問されているわけです。

そういう意味合いで言うと、その問題点というのは岩倉市に住民基本台帳法上に基づく住民票を置くということそのものがいわゆる偽装ではないかといったことの認識に立っての質問だということですね。

そうしますと、その前提として岩倉市に生活実態がないということの証明はできますか。

◎11番（堀 巖君） ないことの証明というのは非常に、それは悪魔の証明と言われますけれども、あることは証明できます。例えば、さっきの電気代の推移であるとか水道料のメーターだとか、そういう証拠を示せば生活しているんだなということはわかるはずなんです。そんな簡単なことなのに示されないというのは、やっぱり疑義が生じている以上、それを証明するのは市当局側、副市長側にあるというふうに私は思います。

◎議長（黒川 武君） 他に、議員、発言がございましたら。

◎5番（相原俊一君） 参考にこの写真、見せていただいたんですけど、これって二、三日しかないんですけども、これよりたくさんあるということですか。

◎議長（黒川 武君） 少しお待ちください。

相原議員が今写真を見たとおっしゃられますけど、何の写真ですか、それは。

◎5番（相原俊一君） 見てくれということだったものですから。

〔発言する者あり〕

◎議長（黒川 武君） 発言は議長に許可を求めてくださいね。

◎10番（木村冬樹君） 相原議員が今写真をとった写真は、どうして手に入れられたのかお聞かせください。

◎5番（相原俊一君） 事務局長が、参考人から、見てくれということであったものから。

〔発言する者あり〕

◎ 5 番（相原俊一君） 参考人じゃない、傍聴者か。失礼しました。

本来、議長の許可を得ないといけないのかなとは思いました。申しわけありません。

◎ 10 番（木村冬樹君） ちょっと経過を話しますと、議会運営委員会でその写真を傍聴者から示されたことがありました。ただ、私はそのとき委員長の職務代行をしていましたけど、やはり非常に個人情報にかかわる問題があるもんだから、その資料についてはやはり一回回収すべきだと。そのまま議員が持ち帰るべきじゃないというふうに思ったものですから回収をさせたという経過がありますので、そういう取り扱いが行われたということについては認識がございませんでしたでしょうか。

◎ 5 番（相原俊一君） それについては、この写真が議運なりで配られたというの私は存じませんから。

◎ 議長（黒川 武君） 先ほど木村議員から説明があったように、3月6日の議会運営委員会におきまして、この問題について議長よりその取扱方についての御協議をさせていただいており、そのときにお見えになりました傍聴人の方から写真を見てくれということで、その場にいる議会運営委員会のメンバー、正・副議長は見ました。しかし、それは個人のプライバシーに係るものの映像でもございますので、すぐその場で回収し、返したところでございます。

したがいまして、相原議員が見てみえるということは私は承知はしておりませんでした。当然、議会運営委員会の委員は各会派から出ておりますので、その会派の代表である委員からそれぞれの会派の構成員にはその内容は伝わっているものだろうなと思うんですが、ただ何度もおっしゃいますが写真についてはその場で回収したものでございまして、まさか入手されておるとは私も思っておりませんでした。このことだけ、ちょっと余談ではございますけれど、説明しないと誤解を受けるおそれがありますのであえて申し上げた次第でございますが、相原議員、この件に関して何か御意見がありましたら。

◎ 5 番（相原俊一君） この写真だけですと枚数が少ないですし、だからこれで岩倉に居住していないという証拠にはならないし、またこれ自体は誰が運転しているのかもわからない。写真に日付が全部打ってあるんだったらわかるんですけど、みんな日付がパソコンで打っている。写真の外に日付が打ってあるんですよ。写真の中に日付が打ってあるのであれば、それはその日に撮った写真だろうとは思いますがけれども。

〔「議長、よろしいですか。説明します」と呼ぶ者あり〕

◎議長（黒川 武君） まずその前に、議員より発言がありました。

ただいま発言を求めてみえる傍聴人の方は、実はこの件に関しまして議長宛てに上申書を提出された方でございます。

したがいまして、その意味において発言は認めますが、ただしこの場は何度も申し上げるように議員における協議の場でございますので、1回のみ発言と制限はさせていただきます。それとあわせまして、ここで述べられることは会議録に記録されます。そのことも御承知おきいただきたいと思いません。それから、述べられる内容につきましては御自身の意見表明ということにさせていただきます、質問は受け付けません。そういうことを前提にお話をいただきたい。

なお、お話に当たりまして、氏名を名乗っていただくのも、あるいは名乗らなくても、それは御本人の意思に委ねます。

◎傍聴人 いろいろ制約があるもので、難しいですね。

まずさきに、相原議員が手元にある写真の説明からいいますと、その写真はどこが、木村議員が言われたように、個人情報満載なんでしょう。何も個人情報は入っておりません。

それと日付の問題ですが、その日付は写真データ、議会事務局にお送りしておるものですから、そのデータの中に入っている日付がそこに表記されているんです。だから、それは改ざんなんかできません。そのデータです。

質問はしてはいけないということだったですけど、相原さんは何枚写真を見たいですか。まあいいですわ。手短かに言いますと、私は扶桑町の小川さんの住所、これは副市長に就任されたときに表明されている住所ですので、誰もが御存じです。当然、僕もその生年月日とお名前と住所を傍聴席で聞きましたので頭にあります。

その住所に行くと、これは私ごとですけど、去年の5月から私は岩倉市に対して裁判をやっていたものですから、その参考人として呼ぶために小川副市長の居住実態、参考人を呼ぶためには住所を特定せないかんものですから、小川さんのうちに行ったんです。見に行ったんですよ、お見えになるかなあと思って。5月ごろです。そうしたところ、ブルーの、そこに相原さんの写真ありますよね、カラーで。ブルーの■■■■というナンバーの車がとまっていますよね。確認してください。■■■■ですよ。よろしいですか。その車がその小川さんの住所にとまっているんです。そのときはわからないんですよ、誰が運転しているのか。だけど、岩倉市のすぐこの役所の西側の駐車場に毎日とまっているんです。朝8時過ぎぐらいに通勤されるんです。小川副市長が運転してみえるんです。だから、これで通勤してみえるんだなあ

と。たまたま、例えば住所を岩倉の八剣町に住んでいて車で通勤しているんだというふうに言ってもらうのはわかるんですよ。だけど、私、ちょうど扶桑のほうに用事があるもんですから月に四、五回、小川さん家をちょっと遠回りしてみるんです。そうすると夜、大抵夜10時過ぎですから、そうすると毎回100%の確率でとまってみえるんです。だから僕は居住実態が扶桑にあるということを申し上げたんですが、何か不満がありますか。不服ですか。

[発言する者あり]

◎傍聴人 ちょっと待って、1回しかないもんで。じゃあいいですか、また反問で。

◎5番（相原俊一君） この写真は6日間の日にちがあります。これ以外にもまだあるということですね。

◎傍聴人 ありますよ。持ってこいということですか。

◎5番（相原俊一君） いやいや、答えられないから。議長がおっしゃったように1回だけですから。

◎議長（黒川 武君） 発言を続行してください。1回だけですからね、先ほどの続きで。

◎傍聴人 その写真、だから居住実態がないということを申し上げている。

それで、私はいろいろ手だてを使って小川信彦さんの住民票を調べさせてもらいました。そうしたら [REDACTED]、すぐそこですよ。

[発言する者あり]

◎傍聴人 まだ質問中じゃないですか。

◎5番（相原俊一君） 住民基本台帳なんか見れないでしょう。

◎傍聴人 住民基本台帳なんか見ていません。

◎議長（黒川 武君） 相原議員、また発言の機会を後で考えますので、一々されますとなかなか真意が伝わらないというか、意見そのものが切れ切れになってしまいますので、ちょっとその辺は少し控えていただけますか。

続行してください。

◎傍聴人 どこまで言いましたかね。 [REDACTED] まで言いましたよね。すぐそこです。岩倉市役所からすぐそこ、見えますから、100メートルもないです。ですけど車で通勤してみえるということは、どこに居住実態があると思われませんか。だから、僕は住民票の住所には居住実態はないと言っているんです。

それで今、堀議員さんの答弁書や大野さんの答弁書、これには岩倉に居住しておると言っているんです。堀さんのときには住民票があると言ってみえますけど、居住と住民票があるとは違います。先ほど堀議員がおっしゃられ

なんて一言も言っていません。取り消してください、そんなこと」と呼ぶ者あり。]

◎議長（黒川 武君） 違います。選挙人名簿と言ったのは、今、私が……。【「先ほどのこの資料に書いてあるじゃないですか、住民票のことが」と呼ぶ者あり】

◎議長（黒川 武君） じゃあ堀議員に説明してもらおうか。

◎11番（堀 巖君） 住民票の取得についてはいろんな手法があります。さっきの第三者請求というのも一つの手法ですし、議長が言われた選挙人名簿で確認するというのもできますし、いろんなパターンがあるので一概にはこれだというのは言えないと思います。

◎5番（相原俊一君） その方は、そうすると目的外使用をされているわけですね、そうすると、その方は。

【「僕への質問ですから、いいですか。質問ですよ」と呼ぶ者あり】

◎議長（黒川 武君） 傍聴人に対する質問ですか。

◎5番（相原俊一君） はい、そうです。

◎議長（黒川 武君） じゃあ許します。

◎傍聴人 目的外使用とはどういったことでしょうか。

先ほど説明したように裁判で必要だもんですから、裁判ってわかりますか、相原さん。例えば、僕が相原さんを告訴するとしますよね、民事で。そうしたら訴状が届かなければ裁判は始まりません。だから基本で、住民票があるところに通達するのが当然です。住民票を例えばAというところに置いてあって、でも居住地がBだったら、それは告訴人が見つけないかんです。裁判所は探せません。よろしいでしょうか。だから目的外利用じゃありません。知り得たことを情報提供しただけです。

◎議長（黒川 武君） ちょっと何か論点がずれてきているような気がするんですね。

それで、堀議員が説明されたこと、そして傍聴人の方のお話、発言があったこと等も含めながら、各議員において意見がありましたら発言を求めてまいたいと思いますが、ただ論点は、居住実態があるのかないのかといったところが論点として絞られてきてはいるだろうとは思いますが。

◎8番（梅村 均君） ちょっと私もよくわからないところもありますから、居住実態があるなしというので、例えば何日間中何日というものが、数値があるのかどうかというのがちょっとわかりませんですし、いろいろ法律にしっかりこれは沿って生活をしていくということは当然だと思うんですけども、さまざまこのときの小川副市長の答弁では少し体調のことを触れられた

りとか、いろいろそれぞれ住む方の事情というようなことも恐らく加味しながら見ていかなきゃいけないんじゃないかなあというふうに思います。

そういう意味で、さっきの実態が何日中何日だとかそういうことがちょっとわかりませんし、こういうものはやっぱり厳密に本当に判断を仰いでいくということになるんなら、司法の場のほうでやっていただいたほうが適切ではないかなあ。今のところ、副市長のところでは何か問題があったのかどうなんだというところに関しては、なかなかちょっと私わからないところもあるので、こういうのは議会で取り扱うというよりも、もうここまで本当にせめぎ合いでいろいろやるんだったら司法の場に委ねるべきではないかなあ、そんな感じはしております。

◎議長（黒川 武君） ちょっと参加者の皆さん、ごめんなさいね。ちょっと昼過ぎてしまったんですが、もう少し続行させていただきながら、この問題については慎重に考えていきたいなあと思います。

ここで、先ほどの大野議員が市民窓口のほうで住民基本台帳法上の見解を求めたいと、そういったことがございました。それとあわせて、やっぱり今、副市長がここにはお見えではございません。当事者不在の中で、いろいろあれこれ言うのも、それが事実であればいいんですけど、我々としてもやっぱり確たる部分がまだわかっていないところもあるだろうし、やはり当事者としての言い分も、もしあればお聞きすることが公正性ではないかなあと思います。

それで、皆さんにお諮りします。副市長に出席を要請したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（黒川 武君） それとあわせまして、市民窓口課の職員より住民基本台帳法上の見解について、これも求めたいと思いますので、こちらのほうの出席も要請したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（黒川 武君） 御異議なしと認めます。

ただし、これはあくまでも議長からの要請ではございまして、必ずしも拘束力を持つものではございません。そういうことをお含みおきいただきたいと思います。

行政課長、その旨連絡をとっていただけますか。もうお昼の時間になってしまって恐縮だけど。今から、もし副市長に出席を議長が求めているということで。必ずしもこれは強制、拘束力を持つものではありませんから、任意の判断で結構です。

〔「市民部長も同様ですか」と呼ぶ者あり〕

◎議長（黒川 武君） はい、同様です。

それでは、暫時休憩します。

（休 憩）

◎議長（黒川 武君） 休憩を閉じ会議を再開します。

初めに、大野議員から住民基本台帳法上で執行機関側からの見解を求めたいということでしたが、改めて大野議員からお尋ねになりたい点を整理してください。

◎2番（大野慎治君） 先ほどは単身赴任とか例に挙げましたが、堀議員の資料にも入っておりましたが、単身赴任の場合は移すのか移さないのかという場合は、これは1年と書いてありますけど、1年でも2年でも居住実態があるところというのは、それは御本人の御判断で、住民基本台帳法上はこれは法のグレーゾーンというか何とかという判断ですけれども、どちらを選択してもいいし、基本的にそういった場合においてはこういった御見解があるのか。僕はどちらでもいいと思うんですが、という考えだったんですが、住民基本台帳法上、単身赴任やそういった場合のときの見解というのはどのような見解があるのでしょうか、住民基本台帳法上。

◎市民部長（中村定秋君） 住所につきましては、住民基本台帳法で「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない」と。住民基本台帳の条文としては、地方自治法と同じ住所のことを住所というんだよという定義をしております。

地方自治法では、市町村の区域内に住所を有する者は当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とするという規定がしております。

この住所というのは、住民基本台帳の事務処理要領というのがもう随分前、昭和42年当時に総務省あるいは自治省などから連名で出ております。そういう通知がございます。そこで住所の意義及び認定というものがございまして、そのまま読み上げます。

「住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をいうものである。住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定する。」ということです。客観的居住の事実と居住者の主観的居留意思を総合して決定するということになっております。以上です。

◎議長（黒川 武君） ありがとうございます。

大野議員、よろしいですか。

続きまして、副市長にも出席をいただきました。ありがとうございました。

生活の本拠、この点、いわゆる居住実態がどうなのかと、そういうところが論点だろうと思いますので、本会議でも述べていただきました。さらに補足すべきこともありましたが、ここで副市長のお考えをお聞きさせていただきたいと思います。お答えになるかどうかは任意でございますので。

◎副市長（小川信彦君） 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

本日の会議で、堀議員からも信頼が大事だということ、それから説明責任を果たす必要があるということと、住所の根拠は何かというような3つの質問がございましたので、それらに基づいてお答えをしたいと思います。その前に、さきの一般質問の中で、堀議員は市民から提供された情報の話をされましたが、繰り返し出ておりますが、その内容は昨年から私の扶桑町の実家を午後10時以降、月に5回ほど40回繰り返し調査したということでありませ

す。このことについては、早速、翌日に江南警察署に相談に行き、これまで計3回相談をさせていただきました。先ほどの行為は、私はストーカー行為だと思いましたが、警察の見解では愛知県迷惑行為防止条例に該当する可能性があるということでありました。この愛知県迷惑行為防止条例は、ことしの1月1日に改正されたばかりであります。新たな規制として、嫌がらせ行為の禁止規定が追加をされております。

嫌がらせ行為とは、つきまとい、待ち伏せ、住所等への押しかけや、また行動を監視していると思わせるようなことの告知などであります。

こうした行為を受けた場合の対応策としては、今後このような行動を行わないよう相手に申し入れてくれということでありましたので、堀議員からお伝えいただこうと思いましたが、先ほど情報提供者の方が御本人、言われましたので、今後、このようなことはやめてほしいということをお願いしたいと思います。

〔「いや、やめる必要はありませんので」と呼ぶ者あり〕

◎副市長（小川信彦君） もう一つ、本会議場で私から発言をさせていただきましたが、最近岩倉の住所のほうでも郵便受けをあけられた形跡があったと言いました。

これについては、警察では明らかに犯罪であるということでありませ

先ほど少し議論になりましたが、そもそも私の岩倉市の住所を私は職員にも市内の知人にも知らせてはおりません。それを部屋番号まで正確に知り得たというのは疑問であります。少し触れられておりましたけれども、そうした公表していない住所に侵入されたということで、大変恐怖を持っております。このことについて、議員各位もどうお考えになるかということ、ぜひお考えいただきたいというふうに思っております。

それから、住民票の説明で少し関連の話をさせていただきたいと思いますが、今、全国で進められております二地域居住ということがあります。

二地域居住とは、2つの地域に居所を持ち、その2カ所を行き来するいうものであります。多くは都市部と地方の移動でありますけれども、県内の中心部の働き方と郊外の住居という場合もあるように聞いております。我が国が本格的な人口減少の局面に入り、国土交通省や総務省、また内閣府においてもこの二地域居住の本格的な推進が検討をされておるところでございます。細かい説明は省略させていただきますけれども、定住人口に加えて、その地域の関係人口をふやすことによって地域の活性化を取り戻そうということでもあります。

ここで関連ですけど、二地域居住の場合に住民票をどちらに置くかということではありますが、この点については、国の政策ではそこまで踏み込んではいませんが、既に多くの方が実践をされておみえになりますので、その方たちのアンケート調査等によりますと、自分のふるさととして納税をしたい地域のほうに住民票を置くという方がお見えになりました。

私も全く同様の考え方で、岩倉市に住民票を置き岩倉市に納税させていただいておりますし、地区の区費もお支払いをしております。

健康状態のことは、そこまで言う必要はないかと思っておりますけど、ついでとってはなんですけどお話をさせていただきますが、本会議の中で確かに健康上の理由もあることから扶桑で過ごすこともあるというふうにお答えをしております。昨年途中からぜんそくのような症状が出て、特に夜になると症状が悪化しておりますので、夜中に1人のときに何かあってはいけないということで、夜は扶桑のほうとなっております。この間、3件ほど医者にかかりましたけれども、改善しない状況でありましたので、今回、この点を証明するために、先日専門の病院にかかり病名を明らかにしてきました。慢性的な持病との合併症ということでありましたが、ここに診断書も持ってきております。

こうした健康上の理由から、こうした生活スタイルをとっていることが住民基本台帳法違反であるというふうには考えておりません。以上でございます。

す。

◎議長（黒川 武君） 発言は認めますけれど、簡潔にお願いいたします。

◎傍聴人 わかりました。

先ほど副市長は、ポストをあけられているのは、さも何か僕があけているように言われましたけど、取り消してもらえますかね。あと侵入されているってどういうことでしょうか。

それと、警察のほうは江南警察署に届けているのであれば、どこに届け出ましたか。僕も確認しました。

◎議長（黒川 武君） 副市長、お答えできる範囲で結構です。

◎副市長（小川信彦君） 岩倉の住所のほうは、あなたというふうには言っておりません。前段の話の……。

◎傍聴人 では区切ってくださいね。

◎副市長（小川信彦君） そこはあなたとは言っておりません。

それから、江南警察署のほうは生活安全課長を中心に相談いたしました。江南署長ともこの件についてはお話をしております。届け出は、今まだ出しておりません。

◎傍聴人 届け出してください。きょうにも届け出してくださいね。

◎議長（黒川 武君） もう時間も大分過ぎてきております。

ここで、それぞれ議員各位から発言もいただきました。疑義を持たれる議員、さらにはいろんな各面からそれぞれ発言もあったところでございます。そしてまた、途中においては上申書提出者の発言もございまして、それも認めたところであります。最終的に、やっぱり当事者の一方である副市長にも出席を要請し、考え方についてもお聞きしたところでございます。

それで、これ以上この議論を重ねてもお互い平行線をたどるだろうと、そんなことを議長としては感じておりますし、最初に申し上げたように、この場で結論を出すとか方向性を出すとか、意見集約するとか、そういう場はありません。あくまでも全員協議会における協議の場でございます。ここで問題が起きた場合はそれをお互いが情報共有していく、それを今後にかかしていくと、そういった役割を持つ場の設定でもございます。

そういう意味合いから、本日、これ以上この件に関しまして議論を重ねても平行線をたどると、そういうことでございますので、この件につきましてはこれをもって協議を収束させていただくことを議長として判断いたします。

〔「議長、よろしいですか。まだ言い忘れしました。この間、3月6日の資料、さっき木村さんが言われた回収したという資料ですけど、僕の上申書、回収せずに創政会の代表の方、関戸さんか。が配って、議員さんたちに、で御自

宅に持ち帰られたじゃないですか。もうその部分で、今言った[REDACTED]
[REDACTED]の住所はもう公開されちゃっていますが、だからもうこの場で言いましたけど。あんなふうに副市長に言われて、その責任はどうなんでしょうか。個人情報満載にしているわけです」と呼ぶ者あり]

◎議長（黒川 武君） 傍聴人、発言はやめてください。

大変長時間にわたりました全員協議会でございます。

今期、任期4月30日まででございます。全員協議会も今回が恐らく最終になるだろうと、そういう関係もございまして、議長としてあえてこういう問題も取り上げさせていただいたといったところでございます。

議員各位、それぞれの思いはあるかと思いますが、よくお考えをいただきたいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれをもって終了とさせていただきます。お疲れさまでした。